

指定作業場届出の手引き



江東区

環境清掃部 環境保全課

ま え が き

今日の様々な公害現象を防止し、住民の健康かつ快適な生活を守るためには、行政・事業者・住民がそれぞれの責任を果たさなければなりません。

この手引きは、特に事業者に対し、守るべき責任を理解していただくために作成しました。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例で「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命もしくは健康が損なわれ、または人の快適な生活が阻害されることをいうと定義しています。

◎ 事業者の責務とは

1. 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事その他の行政機関が行う公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
2. 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による規制

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、公害発生源として規制対象となるものを、工場、指定作業場及びその他に分けています。

指定作業場

指定作業場とは、工場以外のもので特に公害を発生する恐れがあり、規制する必要がある事業所で別表 1 に掲げるものをいいます。

(1) 指定作業場設置・変更届

指定作業場を新設しようとするとき、あるいは、すでに設置されている指定作業場の種類・作業・建物・施設及び公害防止方法を変更するときは、着工の 30 日以前に指定作業場設置または変更届を提出しなければなりません。

(2) 指定作業場設置(変更)届出について

指定作業場を新たに設置(変更)する際は、次のような手順で計画し手続きを行う必要があります。

①事業内容を確認(別表 1 指定作業場(第 2 条関係)を参照してください)

②指定作業場設置(変更)届出書を作成してください。

届出書と添付書類を、別紙記載例の通りに計 2 部(正・副本)作成してください。届出書・添付書類は次表のとおりです。**①・②及び⑮の書類は(全指定作業場)必須で、③～⑭の添付書類は、指定作業場の種類に応じて必要なものを添付してください。**

指定作業場設置(変更)届出書 一覧	
①	指定作業場設置(変更)届出書(第 16 号様式 その 1)
②	敷地・建物の状況・主たる施設の能力・公害防止の方法等(第 16 号様式 その 2)
③	レディミクストコンクリート製造場又はセメントサイロ(第 16 号様式 別紙 1)
④	自動車駐車場・ガソリンスタンド他(第 16 号様式 別紙 2)
⑤	廃棄物積替え場所又は保管場所他(第 16 号様式 別紙 3)
⑥	死亡獣畜取扱場、と畜場又は畜舎(第 16 号様式 別紙 4)
⑦	青写真又は工業用材料薬品小分けの作業場(第 16 号様式 別紙 5)
⑧	食物の燻蒸場(第 16 号様式 別紙 6)
⑨	めん類製造所、砂利採取場及び洗濯施設を有する事業場他(第 16 号様式 別紙 7)
⑩	廃油処理施設を有する事業場、汚水処理施設を有する事業場他 (第 16 号様式 別紙 8)
⑪	暖房用熱風炉、ボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関他 (第 16 号様式 別紙 9)
⑫	浄水施設を有する事業場(第 16 号様式 別紙 10)
⑬	病院及び科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場(第 16 号様式 別紙 11)
⑭	地下揚水施設の構造等(第 16 号様式 別紙 12)
⑮	建物等の関係図面(案内図、工場周囲 50m 図、敷地及び周囲図、平面図、立面図、施設の配置図、施設の構造図、処理のフローシートなど)

(3) 規制基準

指定作業場についても、工場と同じく規制基準が定められており、これを超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭を発生させることはできません。

(4) その他の届出(正・副2部提出)

○ 氏名等変更届書

事業主の氏名・住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名、本社所在地)及び指定作業場の名称を変更したときは、変更した日から30日以内に「指定作業場氏名等変更届書」を提出してください。

○ 廃止届書

指定作業場を廃止したときは、廃止した日から30日以内に「指定作業場廃止届書」を提出してください。なお、指定作業場廃止の際、土壌汚染の調査及び対策が必要な場合があります。事前に、環境保全課調査係(03-3647-6148)にご相談ください。

○ 承継届書

指定作業場を譲り受け、借り受け、相続、合併等によりその地位を承継したときは、承継した日から30日以内に「指定作業場承継届書」を提出してください。添付書類として承継の事実が確認できる書類(登記簿の写しなど)が必要です。

※申請書・届出書の用紙は江東区役所環境保全課指導係で交付しています。また、区HP(【環境保全】→【工場・指定作業場等】→【指定作業場】)からダウンロード可能です。

別表 1 指定作業場

- (1) レディミクストコンクリート製造場(建設工事現場に設置するものを除く。)
- (2) 自動車駐車場(自動車等の収容能力が 20 台以上のものに限る。)
※自動車等には二輪車(バイク)を含む
- (3) 自動車ターミナル(事業用自動車を同時に 10 台以上停留させることができるものに限る。)
- (4) ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド(一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 2 条第 23 号に規定する設備を有する事業所をいう。)
- (5) 自動車洗車場(スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。)
- (6) ウェスト・スクラップ処理場(建場業(収集人から再生資源(古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。)を集荷する業をいう。)、消毒業(再生資源を消毒する業をいう。))及び選分加工業(再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。))に係るものを除く。)
- (7) 廃棄物の積替え場所又は保管場所(前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条第 1 項及び第 6 項、第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。)
- (8) セメントサイロ(セメント袋詰め作業が行われるものに限る。)
- (9) 材料置場(面積が 100 平方メートル以上のものに限る。)
- (10) 死亡獣畜取扱場(化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。)
- (11) と畜場
- (12) 畜舎(豚房の総面積が 50 平方メートル以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が 200 平方メートル以上又は鶏の飼養規模が 1,000 羽以上のものに限る。)
- (13) 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- (14) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- (15) 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻(くん)蒸場
- (16) めん類製造場
- (17) 豆腐又は煮豆製造場(原料豆の湯煮施設を有するものに限る。)
- (18) 砂利採取場(砂利の洗浄のみを行うものを含む。)
- (19) 洗濯施設を有する事業場
※コインランドリー等が該当
- (20) 廃油処理施設を有する事業場
- (21) 汚泥処理施設を有する事業場
- (22) し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 200 人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する事業場
- (23) 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場(次号に掲げるものを除く。)
- (24) 下水処理場(下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。)

- (25) 暖房用熱風炉(熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。)を有する事業場
- (26) ボイラー(熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201 及びB8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル未満のもの(いおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 平方メートル未満のもの)を除く。)を有する事業場
- (27) ガスタービン(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)、ディーゼル機関(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)、ガス機関(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)又はガソリン機関(燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)を有する事業場
- (28) 焼却炉(火床面積が 0.5 平方メートル未満であって焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム未満のものを除く。)を有する事業場
- (29) 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150 平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- (30) 水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場(これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
- (31) 病院(病床数 300 以上を有するものに限る。)
- (32) 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査を行う事業場(国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。)

※各指定作業場は集合住宅や商業施設等に併設される場合であっても届出する必要があります

別表 2 騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分	敷地と隣地の境界における音量 (デシベルA)
種別	該当地域		
第1種区域	1. 第1・2種低層住居専用地域	午前6時～午前8時	40
	2. 田園住居地域	午前8時～午後7時	45
	3. AA地域（環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき定められた騒音に係る環境基準で規定する地域の類型AAの該当地域として指定された地域）	午後7時～午後11時	40
	4. 前2号の地域に接する地先及び水面	午後11時～翌日午前6時	40
第2種区域	1. 第1・2種中高層住居専用地域 (第1種区域に該当する区域を除く。)	午前6時～午前8時	45
	2. 第1・2種住居地域	午前8時～午後7時	50
	3. 準住居地域	午後7時～午後11時	45
	4. 無指定地域（第1、3、4種区域を除く）	午後11時～翌日午前6時	45
	5. 第1特別地域（商業、近隣商業、準工業、工業、工業専用地域のうち第1種区域に接する30メートル以内の地域）		
第3種区域	1. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（第1特別地域に該当する地域を除く。)	午前6時～午前8時	55
	2. 第2特別地域（工業、工業専用地域のうち第2種区域に接する30メートル以内の地域）	午前8時～午後8時	60
	3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午後8時～午後11時	55
		午後11時～翌日午前6時	50
第4種区域	1. 工業地域（第1特別地域及び第2特別地域に該当する地域を除く。)	午前6時～午前8時	60
	2. 第3特別地域（工業専用地域のうち第3種区域に接する30メートル以内の地域）	午前8時～午後8時	70
	3. 前2号の地域に接する地先及び水面	午後8時～午後11時	60
		午後11時～翌日午前6時	55
ただし、第2・3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼児保育型認定こども園の敷地の周囲におよそ50メートルの区域内（第1・2・3特別地域を除く。）における規制基準は当該値から5デシベル（A）を減じた値とする。			

別表 3 振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	敷地と隣地の境界における音量 (デシベルA)
種別	該当地域		
第1種区域	1. 第1・2種低層住居専用地域	午前8時～午後7時	60
	2. 第1・2種中高層住居専用地域		
	3. 第1・2種住居地域	午後7時～翌日午前8時	55
	4. 準住居地域		
	5. 無指定地域（第2種区域に該当する区域を除く。）		
第2種区域	1. 近隣商業地域	午前8時～午後8時	65
	2. 商業地域		
	3. 準工業地域	午後8時～翌日午前8時	60
	4. 工業地域		
	5. 前各号の地域に接する地先及び水面		
ただし、学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼児保育型認定こども園の敷地の周囲におよそ50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。			

指定作業場 設置
変更届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

千代田区丸の内一丁目 2 番 3 号
住 所 東京印刷株式会社
氏 名 代表取締役社長 江東 一郎
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第 8 9 条 の規定により、関係書類を添えて、
次のとおり届け出ます。

既 設 置 番 号 等	設置番号・年月日	第 号 年 月 日			
	変 更 事 由	1 指定作業場の種類	2 作業の方法	3 建物・施設の構造又は配置	4 ばい煙等の防止の方法
指定作業場の名称	㈱東西ランドリー亀戸支店				
指定作業場の所在地	江東区亀戸一丁目 2 番 3 号 (電話) 0 3 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8				
指定作業場の種類	洗濯施設を有する事業場、自動車駐車場			病院に あっては 病床数	床
地 域 等	用 途 地 域		水 域		
	準工業地域		公共下水道		
自動車の出入口が接する道路の幅員	8. 0m		50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置		△別紙 () のとおり
作 業 時 間	8時から 1 8時まで (9時間)				
工 事 着 工 予 定	平成 2 7 年 1 2 月 1 日		工 事 完 成 予 定		平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日
従 業 員 数 (常用雇用者数)	2 人 (人)		廃 止 予 定		年 月 日
連 絡 先	所 属 技術部管理課 氏 名 城東 真一 電話番号 (0 3) 1 2 3 4 - 5 6 7 8 ファクシミリ番号 (0 3) 1 2 3 4 - 5 6 7 8 電子メールアドレス				
※受付欄					

- 備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
- 2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- 3 変更届として使用するときには、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること（添付する別紙についても同じ。）。
- 4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第 2 に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。
- 5 「用途地域」の欄には都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第 7 4 の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
- 6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。

敷 地 ・ 建 物 の 状 況	建物・施設の配置		△別紙（配置図・平面図）のとおり			
	敷地面積 (m ²)		616.80 m ²			
	作業場の棟別構造・面積	棟の名称	①棟			
		用途	店舗・住宅・作業場	駐車場(21台)		
		階数	3階	平面		
		構造	鉄骨造			
		建築面積 (m ²)	68.04 m ²			
作業場面積 (m ²)	41.52 m ²	493.00 m ²				
主 た る 施 設 の 能 力 等	種類	プレス機	水洗機	脱水機	乾燥機	
	公称能力					
	動力(kW)	モーター 0.6 ヒーター 3.5	0.4	0.4	モーター 0.6 ヒーター 3.5	
	台数	1	1	1	1	
	別紙番号	①	②	③	④	
	構造・使用の方法	△別紙（ ）のとおり				
事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質						
作業の方法		・ クリーニング 水洗い→洗浄→脱水→乾燥→プレス ・ 駐車場 自走式				
公害防止の方法		駐車場(機械式の場合は、ゴムパッキン等で衝撃音を防止) ・ 周囲をブロック塀で囲う ・ 深夜早朝の時間帯における車の出入は控える。 ・ アイドリングストップ ・ ドアの開閉は、静かにする。				

- 備考 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。
- 2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

自動車駐車場

自動車ターミナル

ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド、天然ガススタンド

自動車洗車場

収容台数・停留台数 ・ 同時給油台数 ・ 洗車台数	総数	21	大型車	
			中型車	
			小型車	21
一日の出入台数	30			
貨物の種類				
洗浄機の型式			原動機の定格出力	
貯蔵タンクの基数			貯蔵総量（単位）	(kℓ・t・m³)
各貯蔵タンク毎の 貯蔵物質名	タンクの内容積等 （単位）	炭化水素系物質の排出防止設備		
		設備の有無	設備の種類	
	(kℓ・t・m³)	有 ・ 無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kℓ・t・m³)	有 ・ 無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kℓ・t・m³)	有 ・ 無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kℓ・t・m³)	有 ・ 無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kℓ・t・m³)	有 ・ 無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
	(kℓ・t・m³)	有 ・ 無	1 ベーパーリターン 2 その他（ ）	
敷地内建物及び施設の配置並びに自動車の通行経路図				
別紙のとおり				

備考 1 指定作業場の種類ごとに、該当する欄のみ記入すること。

2 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

3 貯蔵物質が液化石油ガスの場合、「タンク内容積等」欄には重量で記入すること。

めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、
砂利採取場及び洗濯施設を有する事業場

施設の種類・名称・型式・ 構造・主要寸法（m）			***水洗機	
1日の使用時間・ 1月の使用日数			9時～12時 25日/月	時～時 日/月
季節変動			無	
原材料の種類・1日の 使用量・使用方法			合成洗剤 3.4kg/日	
排水量（m ³ /日）			2.6m ³ /日	
汚 水 の 水 質	水素イオン濃度 （pH）	処 理 前		
		処 理 後		
	生物化学的 酸素要求量 （mg/□）	処 理 前		
		処 理 後		
	浮遊物質量 （mg/□）	処 理 前		
		処 理 後		
その他の項目 （ ）	処 理 前			
	処 理 後			
汚 水 処 理 施 設	種 類			
	能 力		m ³ /日	m ³ /日
	処 理 方 法		△別紙（ ）のとおり	
処 理 汚 泥	発 生 量			
	処 分 方 法			
参 考				

備考 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表 4の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、当該指定作業場から排出されるもの全てを記入すること。また、（ ）には、単位を記入すること。

病院及び科学技術に関する研究、試験、検査を行う事業場

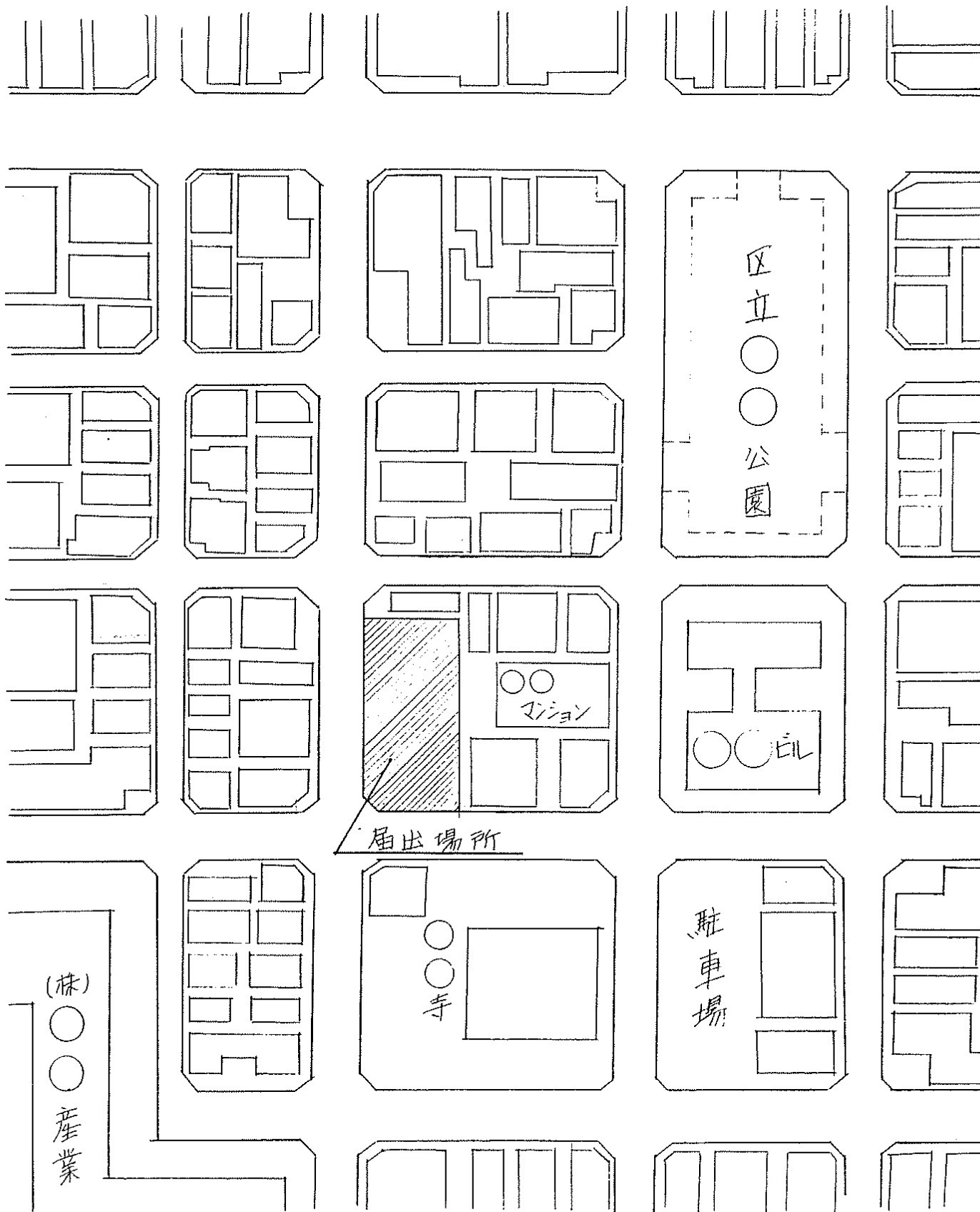
汚水の発生施設の事業場における施設番号		1, 2, 3				4					
種類・名称・型式		水洗流し台				重金属系流し台					
使用開始(予定)年月日		令和7年8月1日				令和7年8月1日					
構造		ステンレス				ステンレス					
主要寸法(m)		0.6×1.2×0.85				0.6×1.2×0.85					
能力(m³/日)											
使用薬材	薬材名										
	用途										
	1日の使用量(kg・kℓ)										
使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	8時30分～17時00分 10日/月				8時30分～17時00分 5日/月					
	季節変動	なし				なし					
発生汚水の処理施設		△別紙(中和系排水処理)のとおり				△別紙(重金属系排水処理)のとおり					
汚水の量及び水質											
		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
汚 水 量 (m³/日)		1.0	5.0	1.0	5.0	0.05	0.2	0.05	0.2		
水素イオン濃度 (pH)		7	2~11	7	5.8~9	7	2~11	7	5.8~9		
生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)											
化学的酸素要求量(mg/ℓ)											
浮 遊 物 質 量(mg/ℓ)											
その他の項目	Cr(mg/L)					0.05	0.5	0	0.05		
	T-Cr(mg/L)					0.1	2	0	0.2		
	Mn(mg/L)					0.1	2	0	0.2		
	()										
各排水口の汚水の量及び水質											
排水口番号		汚水量 (m³/日)	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質 質量 (mg/ℓ)	そ の 他 の 項 目				
							Cr(mg/L)	T-Cr(mg/L)	Mn(mg/L)	()	()
	通常	1.05	7				0	0	0		
	最大	5.2	5.8~9				0.05	0.2	0.2		
	通常										
	最大										
汚泥及び廃液	種類										
	生成量(トン/日)										
	処理方法の概要										
そ の 他	有害ガスの種類										
	処理施設	△別紙()のとおり									

備考 1 「汚水の発生施設」とは、ちゅう房施設、入浴施設、洗浄施設など水質汚濁防止法施行令別表第1 68の2及び71の2に掲げる施設等をいう。

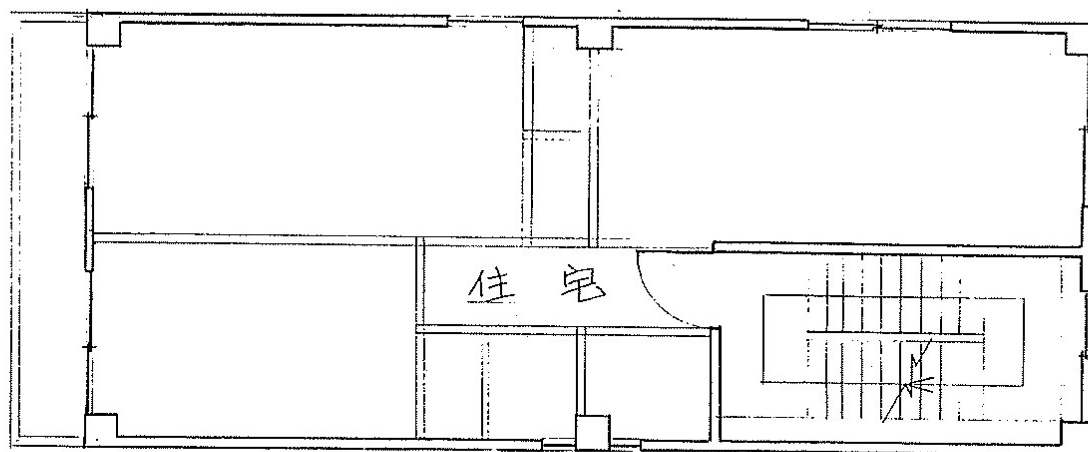
2 「汚水の量及び水質」欄及び「各排水口の汚水の量及び水質」欄中「その他の項目」の欄には、条例別表第7 4の部(1)の表の(1)から(26)までの項目、同別表 4の部(2)イ(エ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、当該指定作業場から排出されるものすべてを記入すること。

案内図

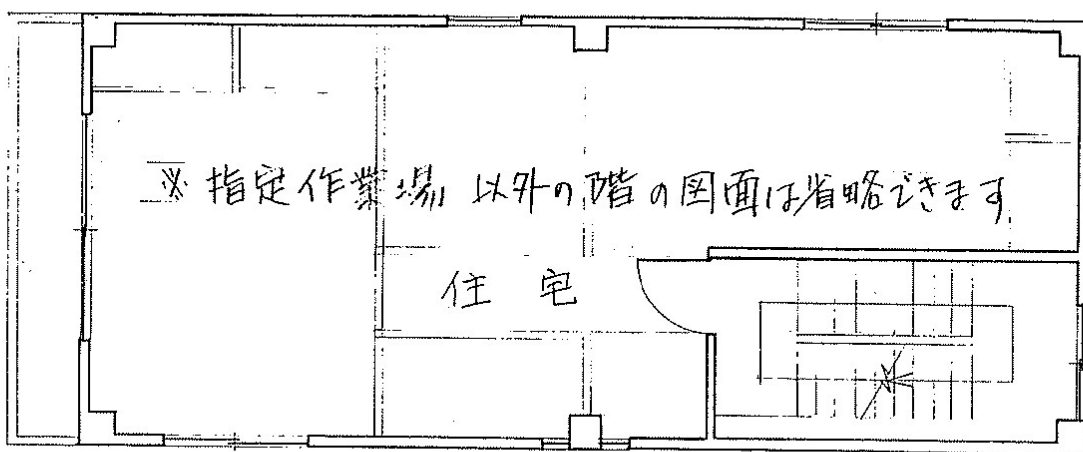
S = 1:1000



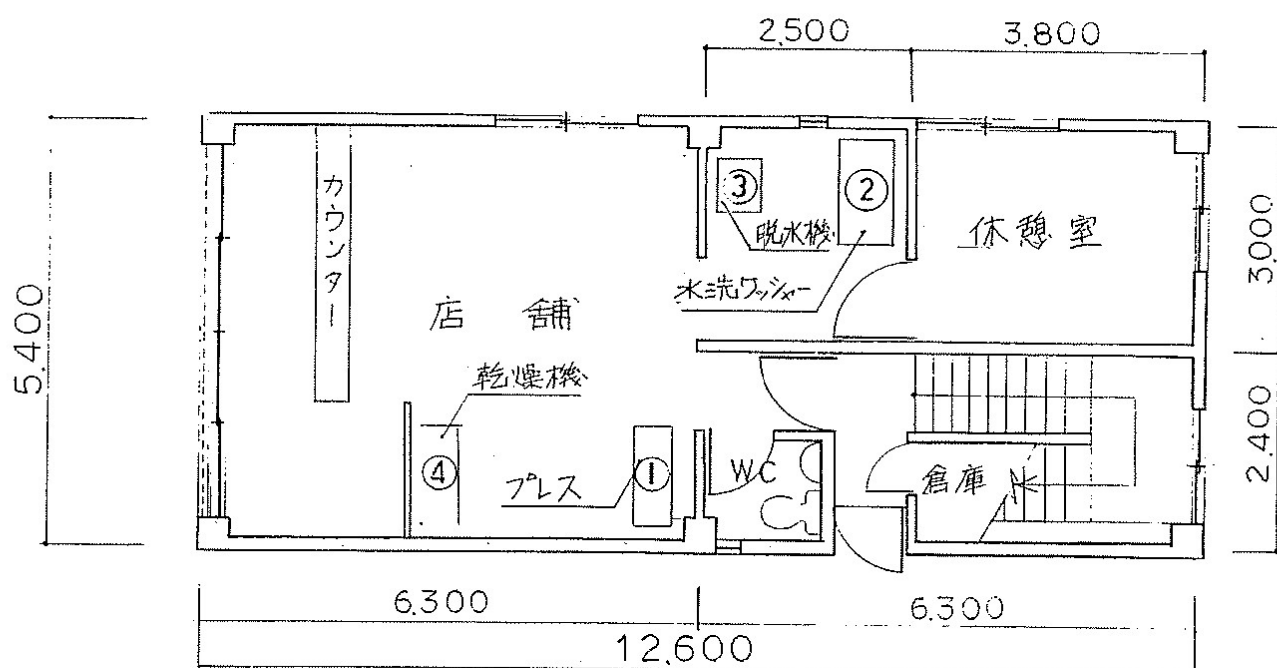




3 階 平面図 S.1:100



2 階 平面図 S.1:100



提出及び問合せ先

江東区環境清掃部環境保全課指導係

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

電話 (3647)6147 FAX (5617)5737